

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月28日
【発行者の名称】	日本マリタイムバンク株式会社 (Nippon Maritime Bank Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 昼田 将司
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目1番8号
【電話番号】	(03)6262-8683 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 長江 友和
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	日本マリタイムバンク株式会社 https://corporate.nmb.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(連結経営指標等)

回次 決算年月		第5期 2025年1月	第6期 2026年1月
売上高	(千円)	912,081	1,512,057
経常利益	(千円)	317,629	279,106
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	198,200	215,041
包括利益	(千円)	209,433	218,144
純資産額	(千円)	1,098,911	1,364,354
総資産額	(千円)	6,288,974	11,191,219
1株当たり純資産額	(円)	297.00	368.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	60.11	58.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	17.5	12.2
自己資本利益率	(%)	23.9	17.5
株価収益率	(倍)	—	6.36
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,496,934	△5,462,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△93,458	△88,785
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	3,206,346	5,564,769
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	733,290	751,259
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	15 (0)	18 (0)

- (注) 1. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
4. 第5期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載していません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
6. 第5期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第6期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、オリエン特監査法人の監査を受けております。
7. 2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(参考情報)

(提出会社の経営指標等)

回次		第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2023年1月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
売上高	(千円)	142,675	364,879	835,178	931,915
経常利益	(千円)	18,094	93,533	348,566	235,909
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△4,030	81,475	229,137	165,617
純資産額	(千円)	78,003	559,478	1,118,616	1,284,233
総資産額	(千円)	574,821	3,638,116	3,296,175	2,344,445
1株当たり純資産額	(円)	78.00	215.18	302.32	347.09
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4.03	41.01	69.49	44.76
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	13.6	15.4	33.9	54.7
自己資本利益率	(%)	△5.0	25.6	27.3	13.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	12,863	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	△12,412	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	37,286	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	124,340	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	2 (1)	9 (2)	15 (0)	18 (0)

- (注) 1. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、第5期及び第6期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
6. 第3期、第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
8. 第3期から第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

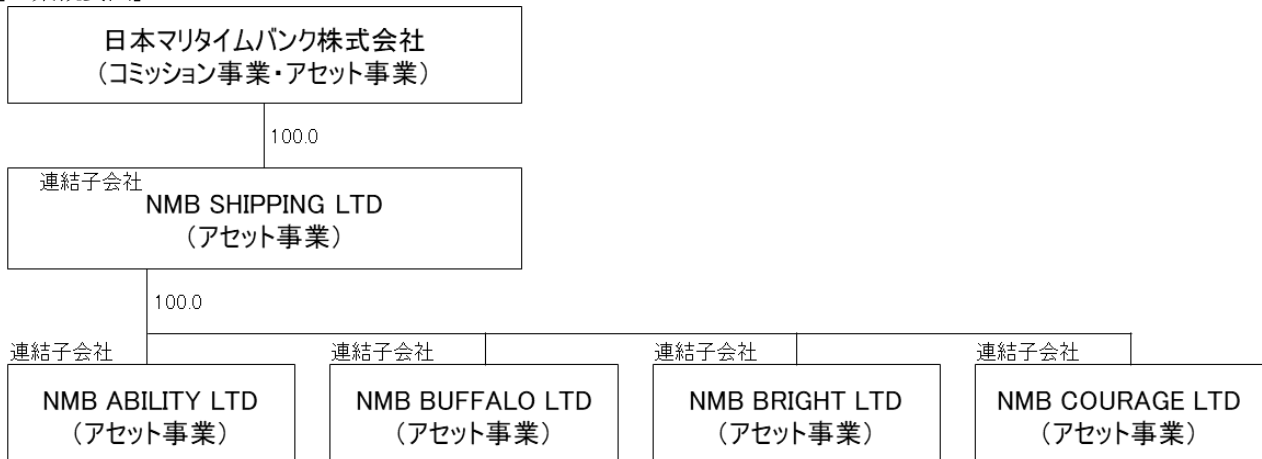
2020年2月、船舶仲介サービスを展開する株式会社オーシャントラストが、船舶融資サービスに参入する目的で、当社は設立されました。2021年12月、船舶融資サービスにおける融資原資として個人及び法人から出資金を募る自己私募をするために第二種金融商品取引業者の登録をいたしました。

また、2022年11月、事業集約のため、当社は、株式会社オーシャントラストより船舶仲介サービスの事業譲受をしております。なお、本書公表日現在、事業譲渡を行った株式会社オーシャントラストは、株式会社アップヒルへ商号変更し、現在は当社代表取締役社長である昼田将司氏の資産管理会社となっております。

当社の設立以降、現在の企業グループに至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2020年2月	船舶を保有する法人向け融資サービスを目的に、東京都中央区八丁堀に日本マリタイムバンク株式会社を設立
2020年6月	貸金業登録（東京都知事（1）第31818号）取得
2021年1月	アセット事業の船舶融資サービスの取扱開始
2021年12月	第二種金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第3308号）取得
2022年3月	東京都中央区新川へ本店移転
2022年3月	アセット事業の船舶融資サービスにおけるクラウドファンディングの自己私募の開始
2022年11月	株式会社オーシャントラスト（現 株式会社アップヒル）よりコミッション事業における船舶仲介サービスの事業譲受
2023年5月	コミッション事業のオペレーティングリースサービスの私募の取扱開始
2023年7月	コミッション事業のサービス提供型ファイナンスリースサービスの取扱開始
2023年9月	海運仲立業開始届出書届出
2024年6月	Luna Union案件組成のため、リベリア共和国モンロビア市に NMB BUFFALO LTD を設立
2024年10月	アセット事業の子会社型ファイナンスリースサービスの取扱開始 同サービスにおけるセール・アンド・リースバックによる裸備船の取扱いのため、リベリア共和国モンロビア市にNMB SHIPPING LTDを設立（連結子会社）
2024年11月	NMBからのジュニアローンをNMB SHIPPING LTD経由とするために、NMB BUFFALO LTDの全株式をNMB SHIPPING LTDが取得し、子会社化（連結子会社） NMBからのジュニアローンをNMB SHIPPING LTD経由とするために、リベリア共和国モンロビア市に NMB ABILITY LTD ・ NMB BRIGHT LTD ・ NMB COURAGE LTD を、NMB SHIPPING LTD の完全子会社として設立（連結子会社）
2024年12月	東京都中央区八重洲へ本店移転
2025年6月	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会セキュリティセンターよりプライバシーマーク（第17005069(01)号）の取得
2025年9月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場（証券コード 411A）

[企業概要図]



3【事業の内容】

(1) 船舶ファイナンスの基礎

① 海運業の収益構造

海運業は、世界貿易の大部分を支える重要なインフラであり、貨物輸送を行う企業（オペレーター、船会社）が収益を得るビジネスモデルであります。オペレーターは、多くの船舶を運航することで輸送能力を拡大し、効率的に収益を上げるため、支配船舶の増加を考えます。しかし、船舶の購入には多額の資金が必要であり、単独の企業が保有できる船舶の数には財務的な制約があります。

そのため、オペレーターは、第三者が所有する船舶をレンタル（第三者からレンタルすることを「備船」といいます。また、船舶をレンタルする者を「備船者」といいます。）することで、運航規模を拡大する手法を活用しています。オペレーターは、この備船を利用することで、資金調達や財務リスクを抑えつつ、必要な輸送能力を確保できます。一方、船舶を所有する側である船主（オーナー）は、船舶を貸与することで備船料を収益として得るビジネスモデルを構築しています。つまり、船主は自身で貨物輸送に従事せずとも、保有資産の運用によって収益を上げることができます。

「船主」および「備船者」という用語は、備船契約における契約上の立場を指すものであり、企業の業態や業種そのものを示すものではありません。たとえば、貨物輸送を行うオペレーターであっても、自社で保有する船舶を運航していれば「船主」、他者から備船している船舶を使用していれば「備船者」となります。実務上は、同一企業が複数の船舶を所有しながら、他方で他社から備船しているケースも多く、船主と備船者の両方の立場を同時に有していることも一般的であります。

なお、「備船」という言葉は海運業における用語であり、一般的なビジネス文脈では「リース」に相当する概念と捉えることができます。

備船契約にはいくつかの形式がありますが、代表的なものとして以下の2つがあります。

■ 定期備船（Time Charter）契約

船主が船舶と船員を提供し、備船者は運航指示を行う契約です。運航に関する費用（燃料費や寄港料など）は備船者が負担し、船舶の稼働日数に応じて日割りで備船料が支払われます。

■ 裸備船（Bare Boat Charter）契約

船主は船舶のみを提供し、備船者が船員の手配や保守管理などすべての運航責任を負う契約です。長期契約が一般的で、船舶の使用に関してはリース取引に近い性質を持ちます。

(備船の種類)

備船の種類	船主の提供内容	備船者の負担範囲	備船料の基準
定期備船	船舶+船舶維持管理 (船員手配、修繕、保険等)	航海費用 (燃料や寄港費等)	稼働日数に応じて日建計算
裸備船	船舶のみ	船舶維持費用 (船員費や保険料等)	契約期間に応じて定額

(注) 裸備船の場合、備船者自身がオペレーターとなる場合には備船者が航海費用（燃料や寄港費等）を負担します。しかし、備船者がさらに、別のオペレーターに貸す場合には、そのオペレーターが航海費用（燃料や寄港費等）を負担します。

② 船舶ファイナンスの仕組み

船主が新たに船舶を取得する際には、銀行融資を活用した資金調達が一般的であります。銀行は、船舶の購入を検討している船主の財務状況や事業計画を精査し、信用力に応じて融資を実行します。船舶融資の特徴の一つは、融資対象の船舶に抵当権を設定できる点にあります。船舶は国際的に登録・管理される有形資産であり、一定の流動性と資産価値を備えているため、銀行にとっても担保価値を見出しやすく、信用力を補完する物的担保として活用されます。

また、船主は銀行融資を用いずに、「セール・アンド・リースバック (Sale & Leaseback)」という手法を選択することもあります。これは、購入予定または既に保有している船舶を第三者に売却し、同時にその船舶を裸備船契約により借り戻すことで、引き続き運航を継続しながら資金調達する方法です。この場合、元の船主は所有権を手放し、備船者としての立場になります。

セール・アンド・リースバックの主なメリットは以下のとおりです。

- ・ 既存融資のリファイナンス（借入条件の改善）
- ・ オフバランス化（財務負担の軽減）
- ・ 保有船が無借金の場合、その資産価値を活用した資金調達
- ・ 将来発生する残存価値変動リスクの売却先への移転

このように、セール・アンド・リースバックは銀行融資に依存せずに流動性を確保できる柔軟なファイナンス手段として、特に中長期的な資金調達戦略において広く採用されています。

③ リースの種類と特長

裸備船には、備船（リース）終了後の買戻し条件の有無によって、以下の2つの形態があります。

ファイナンスリースは、備船（リース）期間終了後の船舶の買戻しが確約されており、実質的に分割払いによる船舶取得に近い契約です。一方、オペレーティングリースは、備船（リース）終了後に再備船または市場での再販を行うことで、リース資産の運用を継続する仕組みであります。

(リースの種類)

リースの種類	備船の種類	備船終了後の買戻し条件	船主の資産計上
ファイナンスリース	裸備船	確約あり	リース債権
オペレーティングリース	裸備船	確約なし	固定資産（船舶）

(2) 事業の内容

当社グループの事業は、収益の性質に応じて、船主、オペレーターや特別目的会社（Special Purpose Company, 以下「SPC」^(注)）へのサービス提供を通じて得られる手数料を収益とするコミッション事業、自己勘定での融資による金利収入や当社グループが保有する資産を活用したリース料収入を収益とするアセット事業の2つのセグメントに分類されます。

(注) SPCとは、特定の目的のために設立される会社であり、特定の船舶を所有、運営するために設立されます。これにより、船舶の所有者や投資家は特定の船舶に関連するリスクを管理しやすくなります。

セグメント区分	サービス区分	収益構造	当社グループにおける資産計上
コミッション事業	船舶仲介サービス	手数料	なし
	オペレーティングリースサービス	手数料	
	サービス提供型ファイナンスリースサービス	手数料	
アセット事業	船舶融資サービス	金利	あり ^{(注) 1}
	子会社型ファイナンスリースサービス	リース料	あり ^{(注) 2}

(注) 1. 船舶融資サービスにおける融資資金は、当社連結財務諸表の流動資産（営業貸付金）に計上されております。

2. 子会社型ファイナンスリースサービスにおいて保有する船舶は、当社連結財務諸表の流動資産（リース債権）に計上されております。

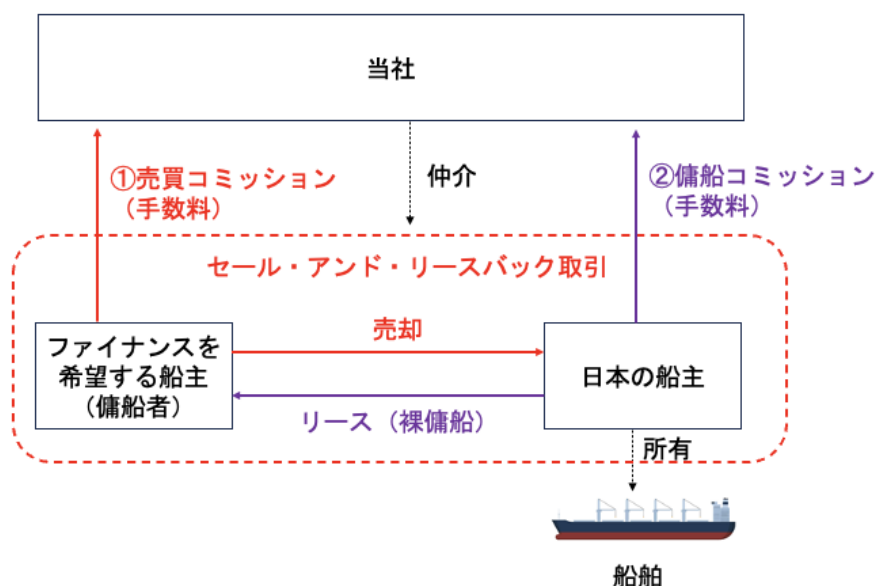
① コミッション事業

(ア) 船舶仲介サービス

当社は、セール・アンド・リースバック取引の仲介を主軸とした船舶仲介サービスを展開しています。具体的には、ファイナンスを希望する船主が所有する船舶を、日本の船主が取得してリースバック（裸備船）する取引において、両者の間のマッチングと契約成立を支援しています。当社の収益は、以下の3つのフェーズで発生します。

- ① 売買コミッション：
セール・アンド・リースバックにおける船舶の売却時、売却元から当社へ支払われる手数料（通常、売買価格の0.50～1.00%）
- ② 備船コミッション：
リース開始後、リース先である船主から当社へ継続的に支払われる手数料（通常、リース料の1.00～1.25%）
- ③ さらに、リース期間終了後に日本の船主が船舶を第三者もしくはリース先に売却する場合も、当社が再び仲介に入ることで、追加の売買コミッション収益を得ることが可能であります。

[サービス系統図]



(イ) オペレーティングリースサービス

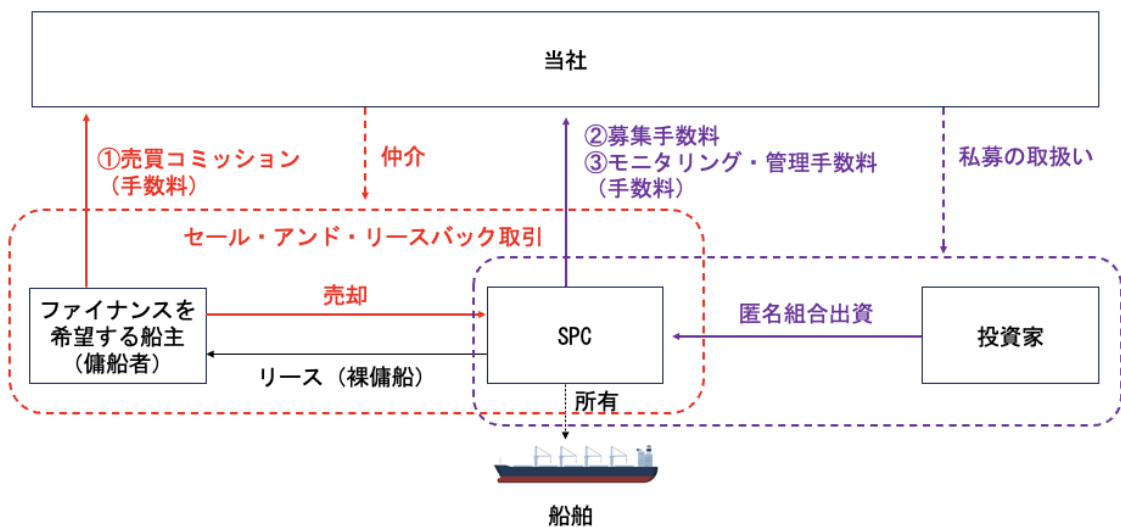
当社は、船主向けに特別目的会社（SPC）を活用したセール・アンド・リースバック取引の組成と運営を支援するオペレーティングリースサービスを提供しています。このサービスは、大きく分けて以下の2つの業務から構成されています。

- セール・アンド・リースバック取引の仲介（船舶仲介サービスの一環で提供する業務）
当社は、船主が保有する船舶をSPCが購入し、その船舶を再び同じ船主にリースバック（裸備船）する一連の取引において、売買とリースの両方を仲介しています。
- 匿名組合出資の私募集扱（第二種金融商品取引業務）
SPCが船舶を購入するための資金を、投資家からの出資によって調達できるよう、当社が私募の手続きを取り扱います。この出資は、商法に基づく匿名組合契約という形式で行われ、当社は第二種金融商品取引業の登録に基づき、適切な募集・契約・管理の業務を実施しています。

S P Cの資金調達には、匿名組合出資に加えて、金融機関からの融資も併用されることがあります。収益構造について、当社は、このサービスを通じて以下の3つの収益を得ています。

- ① 売買コミッション：
 - セール・アンド・リースバックにおける船舶の売却時に元船主から支払われる手数料
(通常、売買価格の0.50～1.00%)
- ② 募集手数料：
 - 匿名組合出資を募集する際に、出資時に一度だけ発生する手数料
(S P Cとの事務委託契約に基づく収益)
- ③ モニタリング・管理手数料：
 - 事業期間中、出資者向け報告や運営管理に対応により、S P Cから継続的に受け取る手数料
(S P Cとの事務委託契約に基づく収益)

[サービス系統図]



(ウ) サービス提供型ファイナンスリースサービス

本サービスは、当社が設立・管理する特別目的会社（S P C）を活用してセール・アンド・リースバック取引を実行する点で、オペレーティングリースサービスと基本構造を同じくします。

一方、リース契約の形態はファイナンスリースであり、リース期間満了時にはリース先（元の船主）による船舶の買い戻し義務が設定されています。この点で、経済的には貸付に近い性質を持つリース取引といえます。また、船舶購入資金については、匿名組合出資などの投資家資金は用いず、全額を金融機関からの融資によって調達しています。すなわち、当社がS P Cという器（ビークル）を提供することで、金融機関によるファイナンスを希望する船主向けの融資を、間接的に実現している構造と位置付けられます。

当社は以下の役割を担っています。

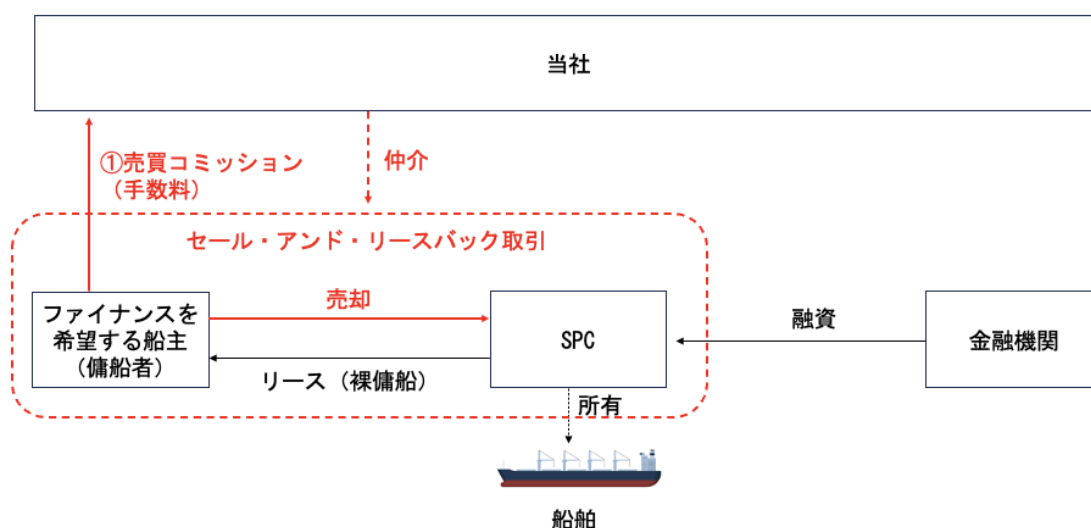
- セール・アンド・リースバックにかかる船舶売上の仲介（ブローカー業務）
- S P Cの設立・管理および融資対応、リース期間中のリース先（元の船主）に対するモニタリング業務

当社の主な収益は、セール・アンド・リースバック成立時に元の船主から支払われる売買コミッションです。

① 売買コミッション：

セール・アンド・リースバック取引における船舶の売却時に、ファイナンスを希望する船主から支払われる手数料（通常、売買価格の0.50～1.00%）

[サービス系統図]



② アセット事業

(ア) 船舶融資サービス

当社は、船舶を担保とする融資（船舶融資）を、ファイナンスを希望する船主（融資先）に対して実行するサービスを提供しています。これは、当社が貸付人として直接資金を供給するモデルです。当社の収益は、以下のとおりです。

① 金利収入：

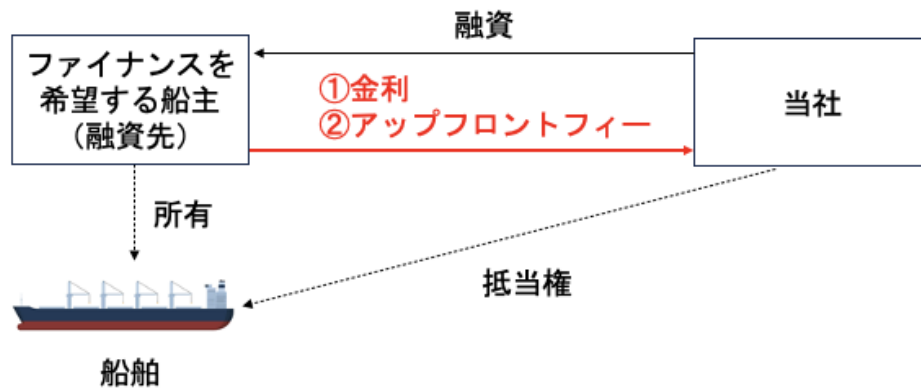
貸付期間中に融資先から支払われる利息を収益として計上します。

② アップフロントフィー：

融資実行時に、貸付金額の0.50%～1.00%を目安とした手数料を受領する場合があります。

当社は、このサービスを提供するにあたり、東京都への貸金業者登録を行っており、関連法令に基づいた適切な業務運営体制を整備しています。

[サービス系統図]



(イ) 子会社型ファイナンスリースサービス

本サービスは、当社の連結子会社（SPC）を活用してセール・アンド・リースバック取引を実行するファイナンスリース型のサービスです。スキームの構造やリース形態は、「サービス提供型ファイナンスリースサービス」と基本的には共通しています。「サービス提供型ファイナンスリースサービス」との主な違いは以下のとおりです。

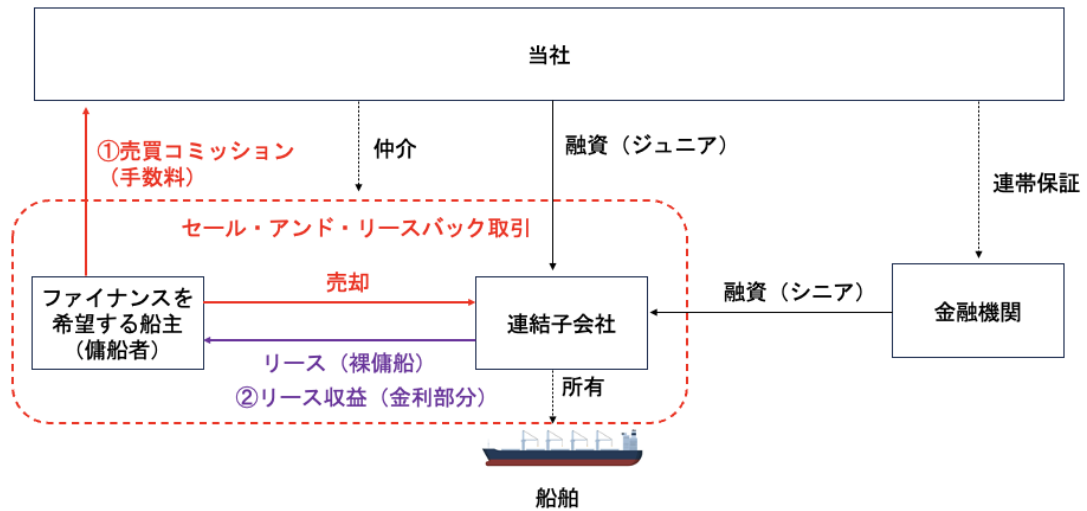
- SPCが当社の連結子会社である点
- 船舶購入資金の調達以下の3つ、もしくは2つで構成されている点
 - (i) 連結子会社の自己資金
 - (ii) 当社グループからの融資（ジュニアローン）
 - (iii) 当社の連帯保証付きで金融機関から融資（シニアローン）

（注）ジュニアローンとは、劣後債ともいい、弁済順位は低いものの、利回りが高く設定されている融資をいいます。シニアローンとは、優先債ともいい、弁済順位は高いものの、利回りが低く設定されている融資をいいます。

本スキームにおけるリース契約は、契約満了時に船主が船舶を買い戻すことが確約されているファイナンスリース契約であり、連結子会社は取得した船舶を貸借対照表上の資産（リース債権）として計上します。リース料は元本返済部分と金利収益に分かれ、金利部分が連結子会社の売上として計上されます。

- ① 売買コミッション：
セール・アンド・リースバック取引における船舶の売却時に、ファイナンスを希望する船主から支払われる手数料（通常、売買価格の0.50～1.00%）
- ② リース収益（金利部分）：
セール・アンド・リースバック取引における金利相当額

[サービス系統図]



(3) 事業の特色 (貸付型クラウドファンディングを活用した自己私募の仕組み)

当社のアセット事業における特色の一つは、個人および法人投資家からの出資をクラウドファンディングで募集し、融資原資として資金調達に活用している点です。貸付型クラウドファンディングとは、当社が営業者として、インターネット等を通じて不特定多数の投資家から少額ずつ出資を募り、その資金を原資として、特定の借入人 (船主等) に対して貸付を行う仕組みであります。

具体的には、以下の2つのサービスにおいて、この仕組みが導入されています。

■ 船舶融資サービス

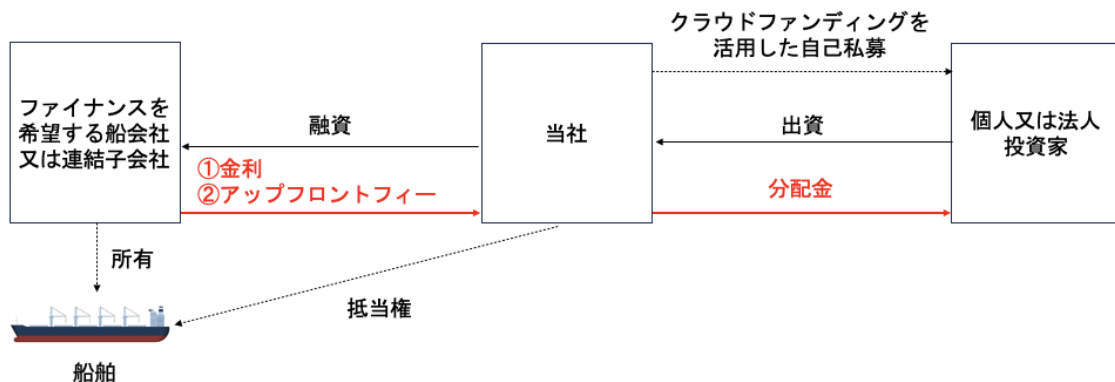
当社が、ファイナンスを希望する船主に対して、貸付人として実行する融資の一部資金を、投資家からクラウドファンディングを通じて調達しています。

■ 子会社型ファイナンスリースサービス

当社が、連結子会社に対して実行する融資の一部資金を、投資家からのクラウドファンディングで調達しています。

これらの資金調達は、いずれも商法第 535 条に基づく匿名組合契約の形式で組成され、当社自身が営業者として自己私募 (自己募集) を行なっています。この業務は、第二種金融商品取引業の登録に基づき、法令に遵守した形で適正に運営されています。

[貸付型クラウドファンディングを活用した自己私募の仕組み図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (USD)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
NMB SHIPPING LTD (注) 1. 4	80 Broad Street, Monrovia, Liberia	100	アセット事業 (子会社型ファイナンスリース サービス) (注) 2	100.0	役員の兼務 営業上の取引等
NMB ABILITY LTD (注) 1. 4	80 Broad Street, Monrovia, Liberia	1	アセット事業 (子会社型ファイナンスリース サービス) (注) 2	100.0 (100.0) (注) 3	役員の兼務 営業上の取引等
NMB BUFFALO LTD (注) 1. 4	80 Broad Street, Monrovia, Liberia	1	アセット事業 (子会社型ファイナンスリース サービス) (注) 2	100.0 (100.0) (注) 3	役員の兼務 営業上の取引等
NMB BRIGHT LTD (注) 1. 4	80 Broad Street, Monrovia, Liberia	101	アセット事業 (子会社型ファイナンスリース サービス) (注) 2	100.0 (100.0) (注) 3	役員の兼務 営業上の取引等
NMB COURAGE LTD (注) 1. 4	80 Broad Street, Monrovia, Liberia	1	アセット事業 (子会社型ファイナンスリース サービス) (注) 2	100.0 (100.0) (注) 3	役員の兼務 営業上の取引等

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。いずれも NMB SHIPPING LTD が所有しております。
4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
5. 前連結会計年度において持分法適用関連会社であった Ocean Exim Trading Limited については、当連結会計年度において株式の一部を売却したことに伴い持分法適用関連会社から除外しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

セグメント名称	従業員数 (人)
コミッション事業	8
アセット事業	3
全社 (共通)	7
合計	18

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18	39.9	1.8	5,730

セグメント名称	従業員数 (人)
コミッション事業	8
アセット事業	3
全社 (共通)	7
合計	18

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2025年2月1日～2026年1月31日）における世界経済は、主要国における金融引締め政策の継続、地政学的リスクの長期化、エネルギー価格の変動等を背景に、全体として先行き不透明な状況が続きました。

海運業界におきましては、中東情勢の緊迫化に伴う航路変更や運航日数の長期化により一時的に運賃市況が押し上げられる局面が見られた一方で、新造船の供給増加やコンテナ船を中心とする需給調整の進展により、市況は総じてボラティリティの高い展開となりました。また、為替相場の変動や資金調達環境の変化も、船舶投資および船主の資金需要に影響を与える状況となりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、コミッション事業における船舶仲介サービス及びオペレーティングリース案件の成約を着実に積み上げるとともに、アセット事業において船舶融資及びファイナンスリース案件の実行を積極的に推進し、収益基盤の拡大を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,512,057千円（前期比65.8%増）となりました。

事業別では、コミッション事業の売上高は664,003千円、アセット事業の売上高は848,053千円となり、特にアセット事業におけるリース債権の積み上げが増収に寄与いたしました。

利益面につきましては、営業利益は349,428千円（前期比0.7%減）となりました。これは、事業拡大に伴う人員体制強化及び管理体制整備に係る販売費及び一般管理費の増加等によるものであります。

経常利益は279,106千円（前期比12.1%減）となりました。これは主に、持分法による投資損失75,076千円を営業外費用として計上したことによるものであります。

一方、特別利益として関係会社株式売却益47,367千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は215,041千円（前期比8.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、751,259千円となり、前連結会計年度末（733,290千円）に比べ17,969千円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は5,462,162千円（前連結会計年度は△2,496,934千円）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益326,473千円を計上した一方で、アセット事業の拡大に伴うリース債権の増加額5,719,218千円、匿名組合出資預り金の減少額1,076,515千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は88,785千円（前連結会計年度は△93,458千円）となりました。

これは主に、定期預金の預入による支出78,280千円、無形固定資産の取得による支出9,451千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は5,564,769千円（前連結会計年度は3,206,346千円）となりました。

これは主に、アセット事業拡大に伴う長期借入れによる収入6,926,943千円があった一方で、長期借入金の返済による支出1,372,173千円などによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
コミッション事業	664,003	101.1
アセット事業	848,053	332.1
合計	1,512,057	165.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
North Cape AS	128,459	14.0	—	—
BRAVEZA MARITIMA, S. A.	—	—	196,814	13.0

3 【対処すべき課題】

当社グループは、中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、以下の課題に取り組んでまいります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保と育成

当社の船舶の仲介事業やクラウドファンด์事業には海運や金融の高い専門性を持った人材の確保が不可欠です。当社では採用活動を一層強化して優秀な人材の確保に力を入ると同時に、社内人材を教育することでより高い専門性を持った人材に育成するための教育プログラムを充実させます。また、人材が離職しないための職場環境作りに努めております。

(2) 継続的な成長

海運は好景気、不景気の波が大きな市場です。当社は、海運の景気サイクルに左右されず、海外船会社が持つ資金需要に対して、継続的に資金を確保し続ける必要があります。例えば海運市況が不景気なサイクルにある場合でも、ディストレスアセットへの投資、リスクリターンを嗜好する投資家層に営業する等、景気サイクルに合わせた様々な企画と営業が求められると考えています。当社は第二種金融商品取引業、貸金業、仲介といったサービスに、個人投資家、法人投資家、船主といった異なる属性の投資家を、クラウドファンด์によるウェブ営業や対面営業といった営業手法を駆使することでどのような海運市況の環境下でも資金調達を実現できるよう努めております。

(3) 財務基盤の強化

当社は財務基盤を強化するため、金融機関からの短期借入枠、為替予約枠等、流動性・為替リスクに備えた準備が必要であると考えます。市況の変化に左右されず、安定的な資金調達を行うためにも、金融機関との良好な関係を維持するとともに、増資を含めた資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスと内部統制の強化

事業の拡大に伴い、組織運営、内部統制の強化は大きな課題です。市況動向、顧客ニーズの変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織運営体制を維持しつつ、取締役会による業務執行の監督と監査役による経営監視体制を構築し、内部管理体制の強化を図っております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層整備してまいります。

(5) 個人情報管理の徹底

当社は、情報漏えい等のリスクに適切に対応するため、情報セキュリティ及び個人情報に関する各種規程を整備しております。さらに、事業活動において顧客の個人情報を取り扱っていることから、プライバシーマーク（登録番号第 17005069 (01) 号）を取得し、個人情報の適正な取得及び管理体制を構築しております。今後も、個人情報保護法を含む情報セキュリティに関連する法令の改正動向等を踏まえ、社内体制のさらなる整備・強化に努めてまいります。

(6) 法令遵守の徹底

当社が事業を継続的に展開する上で、第二種金融業と貸金業の登録維持は必要不可欠となります。金融商品取引法や貸金業法の改正動向、金融庁、東京都等の諸官庁及び協会団体によるガイドラインに沿った厳格な法令遵守体制の構築と運用をすると共に、遵守状況の確認及び改善を定期的実施します。また法令内容

の周知・啓発を図る社内通知と教育の実施に努めております。

なお、当社は一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び日本貸金業協会の会員であります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性のある主要なリスクは以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市況及び景気動向に伴うサービス提供機会に関するリスク

当社グループの事業は、海運市況、造船市況、ならびに世界景気動向の影響を受けております。海運市況や造船市況は、荷主やオペレーターの事業環境や需給バランス、船舶の需給バランス、造船業者等の事業環境、ロシア連邦によるウクライナ侵攻、中東情勢や米中貿易摩擦等の地政学的リスク、航海費用（船舶燃料費や寄港費等）や船舶維持費用（船員費や保険料等）の高騰、鋼材価格の高騰、造船における人件費の上昇、船舶等への環境規制の強化・導入等、複数の要因により変化しております。

これらの市況変動によりファイナンスを希望する船主の資金需要が減退した場合、当社グループが提供する船舶融資やセール・アンド・リースバック取引の案件組成が減少する可能性があります。この結果、当社グループの収益機会の縮小につながり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コミッション事業に関するリスク

① 船舶仲介サービスに関するリスク

(ア) 風評リスク

当社グループは、ファイナンスを希望する船主が所有する船舶を、日本の船主が取得し、リースバック（裸備船）するセール・アンド・リースバック取引を、ひとつの投資パッケージとして仲介しています。このような仲介業務において、紹介先である日本の船主コミュニティにおいて、当社グループに対する否定的な風評が、事実の有無にかかわらず広がった場合、新規取引の減少や既存関係の解消が生じる可能性があります。これにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 備船者（リース先）の信用リスク

セール・アンド・リースバック取引では、船舶を取得した日本の船主が、備船者（元の船主）にリースバックする立場となります。この備船者の財務状況が悪化し、リース料（備船料）の支払いが滞った場合、当社グループが受け取る備船コミッションが未収となる可能性があります。これにより、当社グループの収益が減少し、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 金利変動のリスク

セール・アンド・リースバック取引におけるリース料が、米ドル建ての変動金利に連動して決定されるケースがあります。この場合、米ドル金利が下落した場合、リース料自体が低下することとなり、当社グループの収入である備船コミッションも連動して減少することになります。こうした金利環境の変動は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 船舶価格の下落リスク

当社グループはセール・アンド・リースバック取引における船舶売買の仲介業務により、成功報酬として通常売買価格の0.5～1.0%を売買コミッションとして元の船主から受領しています。しかし、海運市況の悪化等により市場での船舶価格が下落した場合、売買価格を基礎とするコミッションも減少する可能性があります。これにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② オペレーティングリースサービスに関するリスク

(ア) 調達リスク

当社グループは、特別目的会社（SPC）を活用したセール・アンド・リースバック取引を通じて、ファイナンスを希望する船主に対してオペレーティングリースサービスを提供しています。このサービスでは、SPCが船舶を取得する際に、投資家からの出資金（匿名組合出資）や金融機関からの融資を活用して必要な資金を調達しています。

しかしながら、投資家の投資意欲や金融機関の融資姿勢が低下した場合、船舶取得に必要な資金が集まらず、オペレーティングリース取引の成立が困難になる可能性があります。これにより、当社グループ

プの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 在庫化リスク

一部のオペレーティングリース取引では、当社グループが一時的にSPCへの出資者（投資家）として資金を拠出し、その後、当該出資持分を他の外部投資家に譲渡する形で完了させるケースがあります。

当社グループは、当該出資を短期間で外部投資家に売却することを前提としていますが、景気動向、税制変更、または投資家の投資意欲の変化等により出資持分の譲渡が困難となる可能性があります。その結果、出資持分が長期にわたり当社グループのバランスシート上に残ることで、流動性の低下や運転資金の制約が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 備船者（リース先）の信用リスク

オペレーティングリース取引では、備船者（リース先）の信用力がリース料の安定的な支払いに影響を及ぼします。備船者の財務状況が悪化し、リース料（備船料）の支払いが滞った場合、SPCはその債務（金融機関への返済など）を履行できなくなる可能性があります。その場合、保有船舶の売却などを通じた資産の現金化、および投資家への残余財産の分配によるSPCの清算処理が必要となり、結果として、当社グループは継続的に受け取っていたモニタリング・管理手数料を失うこととなります。このような状況は、当社グループの財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 船舶価格の下落リスク

当社グループは、オペレーティングリース取引における船舶売買の仲介業務において、成功報酬として通常売買価格の0.5～1.0%を売買コミッションとして元の船主から受領しています。しかし、海運市況の悪化等により船舶市場価格が下落した場合、当該コミッションの算出基礎となる売買価格が低下し、売買コミッション収入の減少につながる可能性があります。これにより、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ サービス提供型ファイナンスリースサービスに関するリスク

(ア) 備船者（リース先）の信用リスク

サービス提供型ファイナンスリースでは、当社が設立・管理する特別目的会社（SPC）が船舶を取得し、ファイナンスを希望する船主（備船者）に対して、リース終了時の買戻し義務を伴うファイナンスリース契約を締結します。この備船者の財務状況が悪化し、リース料（備船料）の支払いが滞った場合、SPCは金融機関への融資返済が困難となり、船舶の売却等による資産の現金化を通じて、事業の清算が必要となる可能性があります。その場合、当社は、SPCから受領していたモニタリング・管理手数料を得られなくなり、これにより当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 船舶価格の下落リスク

当社グループは、サービス提供型ファイナンスリース取引における船舶売買の仲介業務により、成功報酬として通常売買価格の0.5～1.0%を売買コミッションとして元の船主から受領しています。しかし、海運市況の悪化などにより市場での船舶価格が下落した場合、売買価格を基礎とするコミッションも減少することになり、売買コミッション収入が減少する可能性があります。これにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) アセット事業に関するリスク

① 船舶融資サービスに関するリスク

(ア) 融資先（ファイナンスを希望する船主）の信用リスク

当社グループは、貸付人として、ファイナンスを希望する船主に対し、船舶を担保とした融資（船舶融資）を実行しています。しかしながら、当該融資先の財務状況が悪化した場合や、その他いかなる理由でも融資の元利金の返済が履行されない事態が発生した場合、当社グループの想定していた金利収入が得られなくなり、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 調達リスク

当社グループは、クラウドファンディングを通じて匿名組合出資を募り、船舶融資に必要な原資の一部を調達しています。しかし、投資家の投資意欲の減退、あるいは市場環境の変化等により、想定どお

りの出資が集まらなかった場合、融資原資の確保が困難となり、船舶融資サービスの新規実行や拡大に制約が生じる可能性があります。この結果、当社グループの事業運営に支障を来し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 金利変動のリスク

当社グループが実行する米ドル建て融資の一部には、米ドルの市場金利に連動する変動金利方式が採用されています。この場合、米ドル金利が上昇すれば受け取る金利収入は増加しますが、金利が下落した場合には金利収入が減少することになります。そのため、金利水準の変動によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 子会社型ファイナンスリースサービスに関するリスク

(ア) 傭船者（リース先）の信用リスク

子会社型ファイナンスリースサービスにおいては、当社の連結子会社である特別目的会社（SPC）が、ファイナンスを希望する船主（傭船者）に対して、買戻し義務付きのファイナンスリースを提供しています。この傭船者の財務状況が悪化し、リース料（傭船料）の支払いが滞った場合、SPCは金融機関からの借入金の返済が困難となり、船舶の売却等による資産の現金化を通じて、事業の清算を余儀なくされる可能性があります。その結果、金融機関への融資（シニアローン）の返済に不足が生じる場合、または融資返済は可能であっても、当社グループがSPCに提供した融資（ジュニアローン）等の自己出資部分が回収不能となる場合において、その不足額は当社の損失として計上されるおそれがあります。これにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 船舶価格の下落リスク

当社グループは、子会社型ファイナンスリース取引における船舶売買の仲介業務により、成功報酬として通常売買価格の0.5～1.0%を売買コミッションとして元の船主から受領しています。しかし、海運市況の悪化などにより市場での船舶価格が下落した場合、売買価格を基礎とするコミッションが減少し、売買コミッション収入が減少する可能性があります。これにより、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替レートの変動に関するリスク

当社グループが提供する各種サービス（セール・アンド・リースバック、融資等）において、顧客である傭船者（海外船主等）からの支払は、米ドル建てで行われるケースがあります。この場合、為替相場が円高に振れた場合には、米ドル建ての傭船料や利息収入を円換算した際の収益性が低下し、円ベースでの利益率が悪化する可能性があります。結果として、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 有利子負債への依存に関するリスク

当社グループは、連結子会社が、子会社型ファイナンスリース取引等において金融機関からの借入により資金を調達する場合があります。このような有利子負債による資金調達に依存している状況においては、今後の市場金利の上昇や、傭船者（リース先）の運航経費増加等により、金利負担が増加し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該資金調達は、特定の金融機関に依存せず、案件ごとに個別に融資打診を行う体制を採用しているものの、今後、当社グループの財政状態が著しく悪化した場合や、市場環境が変化した場合には、安定的な資金調達が困難となるリスクも存在します。その結果、子会社型ファイナンスリース取引の継続的な展開に支障をきたし、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) Ocean Exim Trading Limited に対する債務保証及び貸付金に関するリスク

当社は、出資先である Ocean Exim Trading Limited の金銭債務に対して、2026年1月末現在において、106,808千円（USD417千及びCHF213千）の債務保証を行う契約を金融機関等との間で締結しております。Ocean Exim Trading Limited は、中古船舶を購入し短期間の運航を行いその後スクラップ業者に転売する事

業を営んでいます。中古船の購入に関しては、他の買い手候補との競争に勝つためには決済および手付金の送金に対してスピードが要求されます。そのため同社の事業を円滑に進めるため出資者（当社含む。）からの資金供与を得て事業を開始していましたが、同事業に対して取引金融機関から理解もあり出資者の保証を条件に極度貸の枠取りが得られ、業務の拡大を行っています。当社はOcean Exim Trading Limited に対して、2026年1月末現在において、200,000米ドルの貸付をしております。親会社の保証についてですが、当社が保有する船舶をこの極度貸のメインの担保として差し入れていることもあり、債務保証等の履行を要求される可能性は僅少であると判断しております。しかしながら、将来、債務保証等の履行を求められる状況が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、Ocean Exim Trading Limited の議決権割合 10.00%を保有しております。2025年1月期末時点では、20.00%を保有し、持分法適用関連会社としておりましたが、2025年6月26日付で10.00%分を売却し、持分法適用関連会社から外れております。

(7) 公的規制等に関するリスク

当社グループの顧客となるオペレーターや船主等が属する海運業は、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、顧客は、事業展開する各国において、事業・投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境（二酸化炭素排出量規制、気候変動対策等）、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。公的規制の変更や新たな導入によって、これらの公的規制を遵守するために、顧客においては対応、手続きや費用が発生する可能性があります。

こうした顧客を取り巻く公的規制の変更等に伴い、顧客の事業環境や収益状況の悪化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当社が取得する許認可等に係る法的規制に関するリスク

当社グループは、金融商品取引法、貸金業法、海上運送法、景品表示法等の多数の法令による規制を受け、当社グループの事業運営において、これら法的規制に対応できる体制を構築しております。当社グループのクラウドファンディングにおける投資家募集は「金融商品取引法」により規制される「電子申込型電子募集業務」にあたり、オペレーティングリースの投資家募集は「私募の取扱業務」にあたり、当社グループは法令に基づき第二種金融商品取引業者に係る登録を関東財務局長から受けています。また、当社グループの船舶融資サービスは「貸金業法」により規制される貸金業務にあたり、当社グループは法令に基づき貸金業者に係る登録を東京都知事から受けています。第二種金融商品取引業者登録及び貸金業登録は、当社グループにおいて重要であり、登録が取り消しとなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、法令・諸規則遵守に努めた上で事業を行っていることから、現在を含めて過去においても免許及び許可の取消事由に該当するような事実は発生しておりませんが、法令違反等による許可の取消がなされた場合、不測の事態が生じた場合など、これらの改正や関連する各種税制の改正により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の許認可等の有効期間、その他法令により定められているものは下表のとおりであります。

許認可等の名称	登録番号、受理番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由
第二種金融商品取引業者登録	関東財務局長 (金商)第3308号	—	金融商品取引法	同法第52条、第54条、第55条
貸金業者登録	東京都知事 (2)第31818号	2026年 9月28日	貸金業法	同法第24条の6の5から第24条の6の7
海運仲立業届出	関東運輸局受付番号 第1277号	—	海上運送法	—

(9) クラウドファンディングに関するリスク

コミッション事業におけるクラウドファンディングは金融商品取引法及び貸金業法の規制を受けており、当社は法令に則り顧客からの預かり資産の分別管理等の必要な対応を実施しておりますが、今後現行法令の解釈の変更や改正並びに新法令の制定等により、当該事業に新たな規制を受ける可能性があります。この場合、規制への対応に際してサービス内容の変更に伴う管理コスト増加や、規制に適切に対応できなかった場合に当社のレピュテーションに悪影響を与える可能性及び事業の継続が困難になる可能性があります。また、その他不測の事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、金融商品取引法をはじめとした各種法令・諸規則を遵守して事業活動を展開しており、現時点において業績に重要な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかし、事業活動を行う上で、顧客からの訴訟で過失責任が問われるような事態が生じた等に起因したクレーム・トラブル等が発生する場合があります。当社グループにおいては、弁護士等の関与のもと必要と考えられる相手先との協議・対応を行うとともに、適時、取締役会に訴訟の可能性のある事案を報告することにより、迅速かつ適切な対応を心がけております。

しかしながら、今後においてこれらクレーム・トラブル等に起因して重大な訴訟等が提起された場合には、当社における顧客からの信頼低下並びに損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 連結範囲に関するリスク

オペレーティングリースサービス及びサービス提供型ファイナンスリースサービスにおいて、当社が営業者となるSPCは、案件に紐づく船舶毎にその船舶の保有を目的に設立されております。当社では、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第22号）等にしがたい、SPCごとに、匿名組合契約、その他関連契約等を考慮し、個別に支配力及び影響力の有無を判定した上で、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。現状、連結の範囲に含めていないSPCは上記基準等に基づき判断した結果、子会社に該当しないことから、当社グループの連結範囲に含めておりません。

今後、同基準の改定、新たな基準の制定等、何らかの理由により、当社組成の案件にて当社が営業者となるSPCを連結範囲に含めることとなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 特定人物への依存に関するリスク

当社代表取締役社長である昼田将司氏は、当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材採用及び育成等により組織規模の拡大と体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかし、今後何らかの理由により同氏の当社グループにおける職務執行を継続することが困難になった場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 小規模組織に関するリスク

当社グループは、本発行情報公表日現在、取締役6名（内、社外取締役1名）、監査役2名（内、社外監査役2名）、従業員18名の小規模な組織であり、内部管理や業務執行に関しても規模に応じた体制となっております。また当社の事業活動は、現在の経営陣や各部門で重要な役割を担う従業員に依存するところがあります。当社では、今後の業務拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の補強及び内部管理体制や業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。現時点で問題はないと考えておりますが、施策が適切に行われぬ場合、また現在の経営陣が退任、各部門で重要な役割を担う従業員が退職した場合は、当社の事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) システムに関するリスク

当社グループは、インターネットを通じてクラウドファンด์を提供しております。サービスを提供するためには、インターネットの利用が不可欠な状態にあります。そのため、設備・システム上の問題、第三者によるサイバー攻撃、ハッキングその他不正アクセスなどが発生し、サービス自体にシステム障害が起きる場合には、これに起因してサービスの中断や品質低下により、当社グループの機会損失、顧客への損害の発生、サービスに対する信用の低下等を招くことで、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、システム構成の冗長化や拡張性のある設計といった対策に取り組むことにより、これらのリスク低減を図ってまいります。

(15) 個人情報の管理に関するリスク

当社は、事業活動を通じて、投資家の個人情報を取り扱っております。当社では、これらの情報について厳格な管理体制を構築し、情報の取扱い等に関する規程の整備や従業員への周知及び徹底を図る等、情報セキュリティを強化しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、2025年6月10日付で、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会セキュリティセンターよりプライバシーマーク（第17005069(01)号）を取得し、さらなる信頼性の確保に努めております。

(16) 配当政策に関して

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。しかしながら、現在の当社は、成長拡大の過程にあるため、今後の事業展開に必要な設備投資に向けた内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。将来的には、財務状況及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。実施及び時期については現時点において未定です。

(17) J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営している証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業であります。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」といいます。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」といいます。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」といいます。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該

1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからbまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の連結財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対

する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は11,082,485千円（前連結会計年度末比4,916,072千円増）となりました。

これは主に、子会社型ファイナンスリース案件の積み上げによりリース債権を9,194,379千円（前連結会計年度末比5,951,688千円増）計上した一方、営業貸付金の回収の進展により営業貸付金を964,722千円（前連結会計年度末比1,152,726千円減）計上したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は108,734千円（前連結会計年度末比13,825千円減）となりました。これは主に、減価償却の進行により有形固定資産が減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は3,009,968千円（前連結会計年度末比424,760千円増）となりました。

これは主に、1年内返済予定の長期借入金を1,996,370千円（前連結会計年度末比1,594,592千円増）計上した一方、匿名組合出資預り金を913,134千円（前連結会計年度末比1,076,515千円減）計上したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は6,816,895千円（前連結会計年度末比4,212,040千円増）となりました。

これは主に、船舶取得資金及びリース案件実行に伴う長期借入金が6,775,425千円（前連結会計年度末比4,187,601千円増）計上したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,364,354千円となり、前連結会計年度末（1,098,911千円）に比べ265,442千円増加いたしました。

これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益215,041千円の計上及び持分法の適用範囲の変動による増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

当連結会計年度末から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度につきましては、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	業務設備	34,725	3,791	18,108	7,614	64,240	18

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、一括償却資産及びソフトウェア仮勘定であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年4月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,000,000	10,300,000	3,700,000	3,700,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	14,000,000	10,300,000	3,700,000	3,700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年5月11日(注)1	8,000	18,000	100,000	185,000	100,000	115,000
2023年7月31日(注)2	8,000	26,000	100,000	285,000	100,000	215,000
2023年11月27日(注)3	—	26,000	△200,000	85,000	△200,000	15,000
2024年6月14日(注)4	11,000	37,000	165,000	250,000	165,000	180,000
2024年10月15日(注)5	—	37,000	△165,000	85,000	△165,000	15,000
2025年4月25日(注)6	3,663,000	3,700,000	—	85,000	—	15,000

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社アップヒル

発行価格 25,000円

資本組入額 12,500円

2. 有償第三者割当

割当先 昼田将司

発行価格 25,000円

資本組入額 12,500円

割当先 Gaurav Mehta

発行価格 25,000円

資本組入額 12,500円

割当先 株式会社橘屋

- 発行価格 25,000 円
資本組入額 12,500 円
割当先 木村商事株式会社
発行価格 25,000 円
資本組入額 12,500 円
3. 2023年11月27日付で減資の効力が発生し、資本金の額200,000千円（減資割合70.1%）及び資本準備金の額200,000千円（減資割合93.1%）を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。
4. 有償第三者割当
割当先 昼田将司
発行価格 30,000 円
資本組入額 15,000 円
割当先 Gaurav Mehta
発行価格 30,000 円
資本組入額 15,000 円
割当先 株式会社橘屋
発行価格 30,000 円
資本組入額 15,000 円
割当先 United Sky Shipping Pte.Ltd.
発行価格 30,000 円
資本組入額 15,000 円
割当先 Shores Trading & Shipping Pte.Ltd.
発行価格 30,000 円
資本組入額 15,000 円
5. 2024年10月15日付で減資の効力が発生し、資本金の額165,000千円（減資割合66.0%）及び資本準備金の額165,000千円（減資割合91.6%）を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。
6. 株式分割（1：100）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	2	1	2	9	—
所有株式数(単元)	—	—	—	23,020	2,500	3,500	7,980	37,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	62.2	6.8	9.5	21.6	100	—

- (注) 1. 2025年4月25日付にて普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は3,663,000株増加し、3,700,000株となっております。
2. 2025年4月24日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付にて定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アップヒル	東京都中央区京橋1丁目3番2号	1,800,000	48.64
昼田 将司	千葉県浦安市	728,000	19.67
Gaurav Mehta	Dubai, U. A. E.	350,000	9.45
株式会社橘屋	愛媛県今治市旭町二丁目2番地5	300,000	8.10
木村商事株式会社	愛媛県今治市東鳥生町5丁目19番地	200,000	5.40
UNITED SKY SHIPPING PTE. LTD.	163 TRAS STREET, #08-04, LIAN HUAT BUILDING, SINGAPORE	150,000	4.05
SHORES TRADING & SHIPPING PTE. LTD.	78 SHENTON WAY, #20-03, SINGAPORE	100,000	2.70
片座 雅志	東京都中央区	70,000	1.89
株式会社伊予捺染	愛媛県今治市山路832-3	2,000	0.05
計	—	3,700,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,700,000	37,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,700,000	—	—
総株主の議決権	—	37,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、未だ成長拡大の過程にあり、人材の確保・育成、サービス強化のための設備投資、集客強化のための広告販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、中長期的な企業価値の向上が株主の皆様に対する最大の還元につながる判断しており、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の拡充を図る方針であります。

しかしながら、株主に対する利益還元は経営上の重要課題の1つとして捉えております。業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存ではありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期
決算年月	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
最高(円)	—	—	370
最低(円)	—	—	370

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 当社株式は、2025年9月25日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
最高(円)	—	370	—	—	—	—
最低(円)	—	370	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 当社株式は、2025年9月25日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。また、2025年10月から2026年1月において売買実績はありません。

5 【役員状況】

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

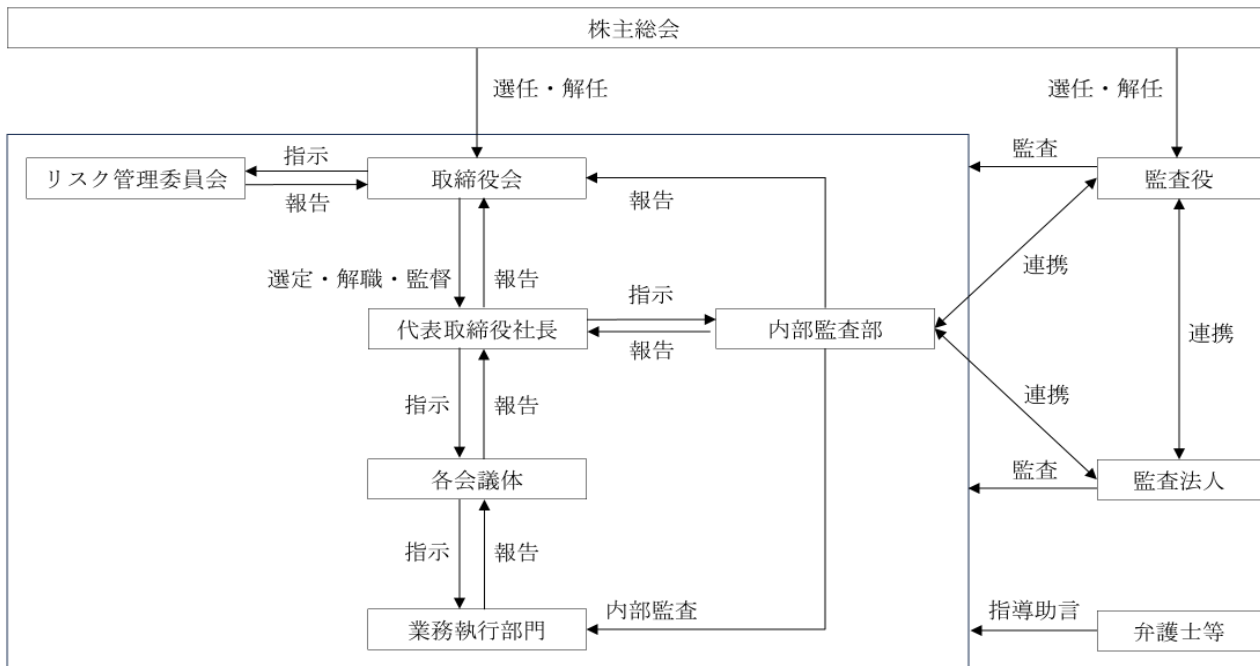
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	昼田 将司	1976年10月4日生	1999年4月 株式会社近鉄エクスプレス 入社 2004年4月 Team Shipbrokers (S) Pte Ltd 入社 2007年4月 Seafin Pte Ltd Managing Director就任 2009年12月 Seven Oceans Singapore Pte Ltd Managing Director就任 2012年1月 PT Indo Seven Oceans Managing Director就任 2016年7月 マリタイムインベストメントパートナーズ合同会社(現 MIP株式会社) 社員就任 2016年8月 株式会社オーシャントラスト(現 株式会社アップヒル) 代表取締役就任(現任) 2020年2月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)1	(注)3	2,528,000(注)6
取締役	管理本部長	甘利 知士	1962年4月9日生	1986年4月 安川電機株式会社 入社 1988年3月 菱信リース株式会社(現 三菱HCキャピタル株式会社) 入社 2014年7月 同社 船舶営業部部長就任 2019年4月 同社 監査部参事就任 2023年11月 当社 入社、管理本部長就任 2024年5月 当社 取締役管理本部長就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	内部監査部長	神保 俊二	1954年11月4日生	1978年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 2002年4月 日商岩井ペトロリウム(シンガポール)株式会社 代表取締役社長就任 2009年4月 双日豪州株式会社 代表取締役社長就任 2011年4月 双日インドネシア会社 代表取締役就任 2014年4月 双日ジェクト株式会社 代表取締役就任 2017年4月 双日株式会社エネルギー金属資源本部アドバイザー就任 2020年12月 当社 取締役就任 2024年5月 当社 取締役内部監査部長就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	審査部長	古山 英洋	1960年1月1日生	1983年4月 株式会社三和銀行(現 三菱UFJ銀行) 入行 1991年3月 三井リース事業株式会社(現 JA三井リース株式会社) 入社 1997年9月 Mitsui Leasing Capital Corporation, Ltd.(現 JA Mitsui Leasing Capital Corporation) NY Treasurer就任 2008年10月 JA三井リース株式会社 入社 2013年4月 同社 経営企画部リスク統括室長就任 2017年10月 同社 船舶部担当部長就任 2023年10月 当社 入社、ファンド審査部長就任 2024年5月 当社 取締役審査部長就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	財務部長	長江 友和	1978年4月10日生	2007年1月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年9月 福田公認会計士事務所 入所 2015年10月 長江友和公認会計士・税理士事務所開設、所長就任(現任) 2024年7月 当社 取締役財務部長就任(現任)	(注)1	(注)3	—
社外取締役	—	上田 一輝	1989年12月30日生	2012年4月 ミニストップ株式会社 入社 2013年5月 株式会社日本入試センター 入社 2017年4月 株式会社ビジネスストラテジー設立 代表取締役社長就任(現任) 2023年5月 東京都中央区議会議員(現任) 2024年5月 当社 社外取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
社外 監査役	—	早瀬 幸利	1942年 12月14日生	1966年4月 飯野海運株式会社 入社 1977年7月 Iino Lines (USA) Inc. 出向 1991年6月 飯野海運株式会社 特殊油槽船部長就任 1994年6月 同社 取締役特殊油槽船部長就任 1995年6月 同社 常務取締役就任 2001年6月 同社 代表取締役専務就任 2004年6月 同社 特別顧問就任 2005年4月 株式会社フェアフィールドジャパン入社 取締役副社長就任 2006年1月 同社 代表取締役社長就任 2016年3月 同社 代表取締役会長就任 2020年4月 Fairfield Chemical Carriers Inc. Advisory Director就任 2020年7月 当社 社外監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
社外 監査役	—	菊池 貴之	1981年 9月30日生	2004年12月 中央青山監査法人 入所 2006年9月 みずぎ監査法人 入所 2007年8月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2023年1月 菊池貴之公認会計士事務所設立、所長就任 (現任) 2024年5月 当社 社外監査役就任 (現任) 2024年8月 誠栄有限責任監査法人 代表社員就任 (現任) 2025年4月 株式会社Waksas設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
					計	—	2,528,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年1月期に係る定時株主総会終結の時から2027年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2025年1月期に係る定時株主総会終結の時から2029年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年1月期における役員報酬の総額は67,200千円を支給しております。
4. 上田一輝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 早瀬幸利氏及び菊池貴之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 代表取締役社長昼田将司氏の所有株式数には、同氏が株式を保有する資産管理会社である株式会社アップヒル (代表取締役 昼田将司) の保有株式数1,800,000株を含んでおります。
7. 2025年4月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えております。また、当社グループは、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実をはかりながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社グループの所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営をおこなっております。

②会社の機関の内容

(ア) 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(イ) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(ウ) 会計監査

当社グループは、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。また、

2026年1月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、小野陽介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。当該監査業務にかかる補助者は公認会計2名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(エ) 内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査部（専任者1名）を主管部署として内部監査を実施しております。内部監査部は、独立性を確保しながら、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時取締役会（代表取締役社長含む）及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。

また、内部監査部、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

(オ) リスク管理委員会

当社グループのリスク管理委員会は、委員長1名（代表取締役社長）、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について協議しております。四半期毎に1回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

(カ) 各会議体

当社は第二種金融商品取引業登録及び貸金業登録をしており、当社グループにおいてコミッション事業及びアセット事業を展開しております。アセット事業における船舶融資サービスを展開する場合、融資審査協議会にて融資審査を実施しております。コミッション事業におけるクラウドファンディングにおいてファンドを組成する場合、ファンド審査協議会にてファンド審査を実施しております。また、事業部門と審査部門との間における案件状況の情報共有のために、案件委員会を必要に応じて適宜開催しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、内部監査部が主管部署として、内部監査規程及び内部監査基本計画、内部監査実施計画等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査部より、取締役会（代表取締役社長含む）に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役2名は、内部監査部より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外に毎月開催している監査役協議会において内部監査室等と課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

また、監査法人による監査、監査役監査、内部監査それぞれの実効性や効率を高めるために、三様監査等の場で三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携を取れる場を定期的に設けております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

また、リスク管理委員会を通じてリスク管理を実施しております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名を選任しております。社外取締役上田一輝氏は、企業経営、マーケティングの知識・経験に基づく助言を通じ、経営に対する監視、監督機能を担っております。同氏と当社グループの間には人的関係、資本的关系、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外監査役を2名選任しております。社外監査役早瀬幸利氏は、上場海運会社において代表取締役専務として経営に携わった経験があり、船舶・海運に関する知見及び企業経営な知見に基づく助言を通じ、経営に対する監視、監督機能を担っております。同氏と当社との間には人的関係、資本的关系、又は、取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役菊池貴之氏は、公認会計士の資格を有し、また監査法人の代表社員であり、それらに基づく助言を通じ、経営に対する監視、監督機能を担っております。同氏と当社との間には人的関係、資本的关系、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は、社外監査役の独立性に関する基準又は、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	59,400	59,400	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	0
社外役員	7,800	7,800	—	—	3

- (注) 1. 上記には2025年4月24日開催の第5回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名分が含まれております。
2. 期末時点の人員数は取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役2名（うち社外監査役2名）となります。
3. 取締役の報酬限度額は、2025年4月24日開催の定時株主総会において年額70,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されており、監査役の報酬限度額は、2025年4月24日開催の定時株主総会において年額2,000千円以内と決議されております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,400	—
連結子会社	—	—
計	8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当連結会計年度(2025 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで)の連結財務諸表について、オリエント監査法人による監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	733,290	829,539
営業未収入金	55,372	61,533
営業貸付金	2,117,448	964,722
リース債権	※2 3,242,690	※2 9,194,379
その他	17,612	32,311
流動資産合計	6,166,414	11,082,485
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	37,362	34,725
工具、器具及び備品（純額）	6,006	3,791
その他（純額）	3,814	3,040
有形固定資産合計	※1 47,183	※1 41,557
無形固定資産		
ソフトウェア	20,744	18,108
その他	—	4,573
無形固定資産合計	20,744	22,682
投資その他の資産		
繰延税金資産	14,055	6,520
敷金差入保証金	38,117	32,117
その他	2,458	5,855
投資その他の資産合計	54,631	44,493
固定資産合計	122,559	108,734
資産合計	6,288,974	11,191,219

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	10,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 401,777	※2 1,996,370
未払法人税等	141,574	—
賞与引当金	1,055	1,209
匿名組合出資預り金	1,989,650	913,134
その他	51,149	89,253
流動負債合計	2,585,207	3,009,968
固定負債		
長期借入金	※2 2,587,824	※2 6,775,425
繰延税金負債	—	41,070
退職給付に係る負債	—	400
持分法適用に伴う負債	17,030	—
固定負債合計	2,604,855	6,816,895
負債合計	5,190,062	9,826,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,000	85,000
資本剰余金	745,000	745,000
利益剰余金	257,678	520,018
株主資本合計	1,087,678	1,350,018
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,232	14,336
その他の包括利益累計額合計	11,232	14,336
純資産合計	1,098,911	1,364,354
負債純資産合計	6,288,974	11,191,219

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
売上高	912,081	1,512,057
売上原価	227,755	695,660
売上総利益	684,326	816,396
販売費及び一般管理費	※ 332,430	※ 466,968
営業利益	351,896	349,428
営業外収益		
受取利息	24	1,413
受取地代	1,666	1,071
為替差益	—	2,072
その他	42	222
営業外収益合計	1,733	4,781
営業外費用		
為替差損	16,161	—
持分法による投資損失	19,519	75,076
その他	319	26
営業外費用合計	36,000	75,103
経常利益	317,629	279,106
特別利益		
関係会社株式売却益	—	47,367
特別利益合計	—	47,367
特別損失		
固定資産除却損	716	—
特別損失合計	716	—
税金等調整前当期純利益	316,913	326,473
法人税、住民税及び事業税	141,686	62,827
法人税等調整額	△22,974	48,605
法人税等合計	118,712	111,432
当期純利益	198,200	215,041
親会社株主に帰属する当期純利益	198,200	215,041

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
当期純利益	198,200	215,041
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	11,232	3,103
その他の包括利益合計	※1, ※2 11,232	※1, ※2 3,103
包括利益	209,433	218,144
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	209,433	218,144

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	85,000	415,000	59,478	559,478
当期変動額				
新株の発行	165,000	165,000		330,000
減資	△165,000	165,000		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			198,200	198,200
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	330,000	198,200	528,200
当期末残高	85,000	745,000	257,678	1,087,678

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	559,478
当期変動額			
新株の発行			330,000
減資			—
親会社株主に帰属する 当期純利益			198,200
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,232	11,232	11,232
当期変動額合計	11,232	11,232	539,433
当期末残高	11,232	11,232	1,098,911

当連結会計年度（自 2025 年2月1日 至 2026 年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	85,000	745,000	257,678	1,087,678
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			215,041	215,041
持分法の適用範囲の変動			47,298	47,298
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	262,339	262,339
当期末残高	85,000	745,000	520,018	1,350,018

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	11,232	11,232	1,098,911
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			215,041
持分法の適用範囲の変動			47,298
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,103	3,103	3,103
当期変動額合計	3,103	3,103	265,442
当期末残高	14,336	14,336	1,364,354

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	316,913	326,473
減価償却費	10,671	15,506
賞与引当金の増減額 (△は減少)	298	154
受取利息及び受取配当金	△24	△1,413
為替差損益 (△は益)	7,971	6,400
固定資産除却損	716	—
持分法による投資損失	19,519	75,076
関係会社株式売却益	—	△47,367
その他の資産の増減額 (△は増加)	△7,050	△11,903
その他の負債の増減額 (△は減少)	△23,816	28,865
営業貸付金の増減額 (△は増加)	1,311,139	1,152,726
リース債権の増減額 (△は増加)	△3,119,985	△5,719,218
匿名組合出資預り金の増減額 (△は減少)	△1,013,019	△1,076,515
小計	△2,496,665	△5,251,215
利息及び配当金の受取額	24	1,413
法人税等の支払額	△292	△212,361
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,496,934	△5,462,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△78,280
有形固定資産の取得による支出	△48,378	△2,366
無形固定資産の取得による支出	△5,042	△9,451
関係会社株式の売却による収入	—	1,313
敷金保証金預入による支出	△40,037	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△93,458	△88,785
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	10,000
長期借入れによる収入	3,007,792	6,926,943
長期借入金の返済による支出	△131,446	△1,372,173
株式の発行による収入	330,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,206,346	5,564,769
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,003	4,147
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	608,949	17,969
現金及び現金同等物の期首残高	124,340	733,290
現金及び現金同等物の期末残高	※ 733,290	※ 751,259

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

NMB SHIPPING LTD

NMB BUFFALO LTD

NMB ABILITY LTD

NMB BRIGHT LTD

NMB COURAGE LTD

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の範囲の重要な変更

持分法適用関連会社であった Ocean Exim Trading Limited は、当社が保有する持分の一部を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 役務・サービス提供

船舶の売買に関する仲介及びSPCの管理に関する事務委託を行っており、契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務・サービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

② 子会社型ファイナンスリース取引に係る収益

リース料受取時に利息相当額を売上高に計上する方法によっております。

③ 受取利息

ファイナンスを希望する船主への融資を行っており、当該業務から生じる利息収入等は、収益認識会計基準第3項に定められる企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

匿名組合出資預り金の会計処理

当社は匿名組合の営業者として業務を受託しております。匿名組合の財産は、営業者に帰属することから、匿名組合の全ての財産及び損益は、連結財務諸表に含め、総額にて表示しております。

匿名組合出資者からの出資金の受入れ時に流動負債の「匿名組合出資預り金」を計上し、出資金の払い戻し時に同勘定を減額させております。匿名組合が獲得した純損益の出資者持分相当額については、売上原価の「匿名組合損益分配額」に計上するとともに同額を流動負債の「匿名組合損益分配累計額」に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	20,525	6,520

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

また、貸手の会計処理として、ファイナンス・リースの収益の計上の方法については、各期に受け取る貸手のリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う方法等が適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた67千円は、「受取利息」24千円、「その他」42千円として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,519千円	12,513千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
リース債権	3,242,690千円	9,194,379千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
1年内返済予定の長期借入金	401,777千円	1,996,370千円
長期借入金	2,587,824千円	6,775,425千円

※ 保証債務

次の関係会社（他の会社）について金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
Ocean Exim Trading Limited	170,992千円	106,808千円

なお、当連結会計年度において、当社が保有する持分の一部を売却したことにより、持分法適用関連会社の範囲から除外しております。

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
広告宣伝費	1,172千円	5,564千円
給料手当	65,119千円	101,299千円
賞与引当金繰入額	1,712千円	2,460千円
退職給付費用	－千円	400千円
ファンドシステム利用料	16,980千円	19,048千円
支払手数料	24,099千円	32,770千円
役員報酬	45,750千円	67,200千円
事務委託費	5,313千円	1,200千円
地代家賃	22,617千円	39,353千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	11,232千円	3,103千円
その他の包括利益合計	11,232千円	3,103千円

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	11,232千円	3,103千円
税効果額	－千円	－千円
税効果調整後	11,232千円	3,103千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	26,000	11,000	－	37,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	37,000	3,663,000	－	3,700,000

(注) 当社は、2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金勘定	733,290千円	829,539千円
預入期間が3か月を超える定期預金	－	△78,280
現金及び現金同等物	733,290	751,259

(リース取引関係)

(貸主側)

ファイナンス・リース取引

リース債権に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：千円)

	前連結会計年度(2025年1月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	406,522	406,522	406,522	406,522	1,616,599	—

(単位：千円)

	当連結会計年度(2026年1月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	2,022,604	2,022,604	1,992,496	2,490,478	185,914	480,280

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金には主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社グループは、担当部署である財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年1月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 営業貸付金	2,117,448	2,031,457	△85,990
(2) リース債権	3,242,690	3,242,690	—
(3) 敷金差入保証金	38,117	37,255	△862
資産計	5,398,256	5,311,402	△86,853

(1) 匿名組合出資預り金	1,989,650	1,989,650	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,989,602	2,989,602	—
負債計	4,979,252	4,979,252	—

(注) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年1月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 営業貸付金	964,722	948,053	△16,668
(2) リース債権	9,194,379	9,194,379	—
(3) 敷金差入保証金	32,117	31,489	△628
資産計	10,191,219	10,173,922	△17,296
(1) 匿名組合出資預り金	913,134	913,134	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	8,771,795	8,771,795	—
負債計	9,684,930	9,684,930	—

(注) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,244千円）は、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2025年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	733,290	—	—	—
営業未収入金	55,372	—	—	—
営業貸付金	1,637,572	479,876	—	—
リース債権	406,522	2,836,167	—	—
敷金差入保証金	—	38,117	—	—
合計	2,832,758	3,354,160	—	—

当連結会計年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	829,539	—	—	—
営業未収入金	61,533	—	—	—
営業貸付金	422,640	542,082	—	—
リース債権	2,022,604	6,691,494	480,280	—
敷金差入保証金	32,117	—	—	—
合計	3,368,434	7,233,576	480,280	—

(注) 2. 長期借入金（1年内返済予定を含む）の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2025年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	401,777	401,777	401,777	401,777	1,382,493	—
合計	401,777	401,777	401,777	401,777	1,382,493	—

当連結会計年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,996,370	1,996,370	1,894,004	1,955,423	929,627	—
合計	1,996,370	1,996,370	1,894,004	1,955,423	929,627	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年1月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	2,031,457	—	2,031,457
リース債権	—	3,242,690	—	3,242,690
敷金差入保証金	—	37,255	—	37,255
資産計	—	5,311,402	—	5,311,402
匿名組合出資預り金	—	1,989,650	—	1,989,650
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,989,602	—	2,989,602
負債計	—	4,979,252	—	4,979,252

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

敷金差入保証金

敷金差入保証金の時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

リース債権・匿名組合出資預り金・長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当連結会計年度(2026年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	948,053	—	948,053
リース債権	—	9,194,379	—	9,194,379
敷金差入保証金	—	31,489	—	31,489
資産計	—	10,173,922	—	10,173,922
匿名組合出資預り金	—	913,134	—	913,134
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	8,771,795	—	8,771,795
負債計	—	9,684,930	—	9,684,930

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

敷金差入保証金

敷金差入保証金の時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

リース債権・匿名組合出資預り金・長期借入金(1年以内返済予定を含む)

これらの時価については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年1月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額1,244千円)については、市場価格のない株式等であることから記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年1月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度より新たに非積立型の確定給付制度を導入しております。

なお、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	—	—
退職給付費用	—	400
退職給付に係る負債の期末残高	—	400

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
非積立型制度の退職給付債務	—	400
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	400
退職給付に係る負債	—	400
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	400

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 一千円 当連結会計年度 400千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14,675千円	一千円
前払家賃	4,231千円	1,692千円
持分法による投資損失	6,751千円	一千円
資産除去債務	691千円	2,834千円
その他	927千円	1,993千円
繰延税金資産小計	27,277千円	6,520千円
評価性引当額	△6,751千円	一千円
繰延税金資産合計	20,525千円	6,520千円
繰延税金負債		
外国子会社合算税制 為替差益	— △6,469千円	△41,070千円 一千円
繰延税金負債合計	△6,469千円	△41,070千円
繰延税金資産及び負債の純額	14,055千円	△34,549千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当連結会計年度 (2026年1月31日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割等	0.09	
繰越欠損金控除額	△0.61	
法人税の特別控除	△5.01	
評価性引当額の増減	2.13	
外国子会社合算税制	5.57	
その他	0.69	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.46	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント		合 計
	コミッション事業	アセット事業	
主要な財又はサービスのライン			
船舶仲介サービス	322,594	16,768	339,363
オペレーティングリースサービス	312,159	—	312,159
サービス提供型ファイナンスリースサービス	21,949	—	21,949
顧客との契約から生じる収益	656,704	16,768	673,472
その他の収益	—	238,609	238,609
外部顧客への売上高	656,704	255,377	912,081

当連結会計年度 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント		合 計
	コミッション事業	アセット事業	
主要な財又はサービスのライン			
融資サービス	—	9,850	9,850
船舶仲介サービス	214,407	64,825	279,233
オペレーティングリースサービス	421,763	—	421,763
サービス提供型ファイナンスリースサービス	27,831	554,952	582,783
顧客との契約から生じる収益	664,003	629,627	1,293,630
その他の収益	—	218,426	218,426
外部顧客への売上高	664,003	848,053	1,512,057

(注) 「その他の収益」には、主に、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日)に基づくリース収入等、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から生じる翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

	前連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2026 年 1 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権の残高 (期首残高)	115 千円	26,292 千円
顧客との契約から生じた債権の残高 (期末残高)	26,292 千円	47,698 千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が 1 年以内のみであることから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはコミッション及びアセットに関するセグメントによって構成されており、「コミッション事業」「アセット事業」の2つを報告セグメントとしております。

コミッション事業は、「船舶仲介サービス」、「オペレーティングリースサービス」、「サービス提供型ファイナンスリースサービス」を提供しております。

アセット事業は、「船舶融資サービス」、「子会社型ファイナンスリースサービス」を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	コミッション事業	アセット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	656,704	255,377	912,081	—	912,081
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	656,704	255,377	912,081	—	912,081
セグメント利益	427,594	31,591	459,185	△107,289	351,896
セグメント資産	26,292	5,568,126	5,594,418	694,554	6,288,972
その他の項目					
減価償却費	—	—	—	10,671	10,671

(注) 1. セグメント利益の調整額△107,289千円は、セグメント間取引消去額及び報告セグメントに配分していない全社共通費用であります。セグメント資産の調整額694,554千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 減価償却費の調整額10,671千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	コミッション事業	アセット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	664,003	848,053	1,512,057	—	1,512,057
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	664,003	848,053	1,512,057	—	1,512,057
セグメント利益	376,910	123,826	500,736	△151,307	349,428
セグメント資産	42,816	10,436,048	10,478,864	712,354	11,191,219
その他の項目					
減価償却費	—	—	—	15,506	15,506

(注) 1. セグメント利益の調整額△151,307千円は、セグメント間取引消去額及び報告セグメントに配分していない全社共通費用であります。セグメント資産の調整額712,354千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
 3. 減価償却費の調整額 15,506 千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コミッション事業			アセット事業		合計
	船舶仲介サービス	オペレーティングリースサービス	サービス提供型ファイナンスリースサービス	船舶融資サービス	子会社型ファイナンスリースサービス	
外部顧客への売上高	322,594	312,159	21,949	167,953	87,424	912,081

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

ヨーロッパ	アフリカ	アジア	オセアニア	北アメリカ	合計
395,576	189,191	178,186	101,647	47,479	912,081

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、事業活動の相互関連性を考慮して、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高 (千円)	関連するセグメント名
North Cape AS	128,459	コミッション事業

当連結会計年度（自 2025 年 2 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コミッション事業			アセット事業		合計
	船舶仲介サービス	オペレーティングリースサービス	サービス提供型ファイナンスリースサービス	船舶融資サービス	子会社型ファイナンスリースサービス	
外部顧客への売上高	214,407	421,763	27,831	225,583	622,470	1,512,057

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

ヨーロッパ	アフリカ	アジア	オセアニア	北アメリカ	合計
353,601	512,056	238,540	108,473	299,385	1,512,057

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、事業活動の相互関連性を考慮して、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高 (千円)	関連するセグメント名
BRAVEZA MARITIMA, S. A.	196,814	アセット事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
非連 結子 会社	NMB アイリス 株式会社	東京都港区 新橋四丁目 30番6号 京急中はら ビル5F	0	船舶貸渡業、 日本法人及び外国法人の 株式の取得	—	役員兼任	匿名組合 出資金の取得 (注1)	574,141	商品出資金	—
関連 会社	Ocean Exim Trading Limited	マーシャル 諸島共和国	5,000 USD	船舶スクラップ事業、 船主業	(所有) 直接 20.00	債務の保証・ 資金の貸付・ 役員の兼任	債務保証 (注2)	170,992	—	170,992

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の取引については、市場価格を参考に決定しております。
2. 同社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。
3. NMBアイリス株式会社は、支配が一時的であるため連結の範囲から除外しております。なお、2024年11月29日に当該全株式を売却し、非連結子会社からも除外しております。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	屋田将司	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 21.62	第三者割 当による 新株の引受	第三者 割当増資 (注) 1	210,000	—	—
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 橘屋	愛媛県 今治市	21,390	船舶 貸渡業	(被所有) 直接 8.11	役員兼任	匿名組合 分配損	69,858	—	— (注) 2
							第三者 割当増資 (注) 1	30,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 普通株式の第三者割当による新株式の発行は、30,000円で行っております。
2. 期末時点では、株式会社橘屋が関連当事者から外れているため、期末残高の記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり純資産額	297.00円	368.74円
1株当たり当期純利益	60.11円	58.12円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	198,200	215,041
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	198,200	215,041
期中平均株式数(株)	3,297,267	3,700,000

(重要な後発事象)

(新株の発行)

当社は、2026年3月31日開催の臨時取締役会において、第三者割当による募集株式発行を決議し、2026年4月24日開催の第6回定時株主総会で承認されております。

なお、本株主総会決議の日から1年以内に実施する募集株式の発行について、下記の募集株式の内容の範囲以内で、当社取締役会において具体的な募集事項及び割当先を決定することを予定しております。

1. 募集株式の内容

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 募集株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | 1,000,000株以下 |
| (3) 払込金額 | 1株につき500円以上 |
| (4) 払込金額の総額 | 500,000,000円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (5) 資本組入額 | 1株につき250円(払込金額下限の場合) |
| (6) 資本組入額の総額 | 250,000,000円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (7) 増加する資本準備金 | 250,000,000円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (8) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。割当先は現在未定。 |

2. 第三者割当による募集株式の発行の理由

当社の収益基盤の構築及び事業の成長のためには、引き続き、資金調達は重要な経営課題であると考えております。

また、当社の財務体質の改善及び経営基盤の強化のためには、安定的な資金基盤の確立を図る観点から、株主資本の増加による資金調達が必要であると判断しております。

以上を踏まえ、柔軟かつ確実な資金調達を実現するためには、本第三者割当増資が適切であると判断いたしました。

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社の上場する東京証券取引所TOKYO PRO Marketは、プロ向けの株式市場であり、市場における合理的に形成された時価であるとは言い難いことを考慮して、特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないため、当社から独立した第三者評価機関に対して当社株式の価値算定を依頼したうえで、当社株式の株式価値算定報告書を取得しております。

当該価値算定の結果は、当社の事業計画を基にDCF法により算定されたものであり、1株当たり497.5円～531.3円であることから、払込金額を1株当たり500円以上とすることは、特に有利な金額に該当しないと判断しております。

なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新たに発行する株式数が募集株式数の上限に達した場合、発行株数は普通株式1,000,000株となり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数(自社株式除く)3,700,000株に対して27.02%(議決権総数37,000個に対して27.02%)の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社の財務体質の改善及び安定的な資金基盤を目的とするものであり、今後の事業拡大や企業価値の向上に資するものと考えており、本第三者割当増資における発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	10,000	2.50	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	401,777	1,996,370	5.05	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のもの を除く)	2,587,824	6,775,425	5.08	2027年～2030年
合計	2,989,602	8,781,795	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,996,370	1,894,004	1,955,423	929,627

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 公告掲載URL https://corporate.nmb.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月27日

日本マリタイムバンク株式会社
取締役会 御中

オリエント監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 神戸 宏明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小野 陽介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マリタイムバンク株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マリタイムバンク株式会社及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。